

活動報告用紙

団体名	設楽ダムの建設中止を求める会		
対象事業名	設楽ダム建設事業		
事業地名	愛知県設楽町、豊川水系	事業者	国交省中部地方整備局

(この一年の活動報告)

2013年7月1日 最高裁への上告理由書を提出して訴訟手続きが終了したので、当初の会の目的の最後まで一応到達したが、設楽ダムの建設中止という目標は達成できていない。

今後の取り組みをどうするか、8月に臨時総会を開いて検討した。目前の10月20日投票の設楽町長選挙への取り組みなどを含めて議論。当面は会を存続させ、立木トラストや地域興し、流域の自然と親しむ運動などに取り組むこと、このままでは年々老化が進むので、若者が参加できるように工夫をして世代交代をはかる方向で取り組むことなどを確認し、そのような方針に沿って取り組んできた。

この間、13年12月18日には、これまで設楽ダムについて判断を先延ばししてきた大村愛知県知事が建設を容認する旨記者発表した。(2015年の知事選に向けた自民への秋波?)

現在、建設予定地の地質地盤の問題に力を入れて取り組んでいる。

1) 住民訴訟 (対愛知県知事、公金支出差止請求) 関係

5月9日 最高裁上告棄却を決定、13年4月24日の名古屋高裁の不当判決が確定した

2) 4月20日 第8回総会を開催、方針討議 (豊橋市民文化会館)

3) 愛知県主催の設楽ダムセミナー

13年11月30日・治水問題・豊川会場、14年2月15日・地盤安全問題・設楽会場、3月21日・財政問題・名古屋会場、へ参加し、パンフレット等の配布や質疑討論に参加

4) 若者が読めるような新パンフレット

1~2月、若者の参加を得て、編集会議を重ね、イラスト入りの「設楽ダムって知ってる?」設楽ダム問題をやさしく解説したパンフレットを発行・活用

5) 立木トラスト

開始してから5年間を経過して当初に設置した名札が傷んできているので、山主の協力を得て、間伐など山の手入れをしながら、傷んだ名札の交換など、トラスト運動の実務を確実に実行できる態勢を確立する方針で取り組む

名札付け (3月16日)、名札点検 (8月24日、9月28日)

6) 設楽を歩く、観察会、間伐などの行事に参加、支援

設楽を歩く (3月16日・松戸~大名倉、5月18日・田峯~栗島~折立、10月26日・碁盤石山)、豊川河口で遊ぶ会 (5月17日)、国蝶オオムラサキの羽化観察 (6月29日)、皮むき間伐体験 (7月12日)、親子おもしろ自然体験 (8月24日)

7) 設楽町の地域興し

オシドリの里、設楽の明日を考える会などとの協力・支援をひろげる

8) 生物多様性条約 COP12 サイドイベントで報告 (10月15日、韓国平昌)

9) 広報手段の充実

フェイスブック、ツイッターなどSNSの活用、およびHPのリニューアル、協力を得て進める

10) 映画「ダムネーション」上映運動

11月16日企画会議を開き検討した (来年1月11日に上映予定)

問い合わせ先:

氏名	市野 和夫	電話		メールアドレス	Ichinok7@mx3.tees.ne.jp
-----------	-------	-----------	--	----------------	-------------------------

11) 地質地盤問題の取り組み

設楽ダム予定地は、1960年代はじめに電源開発（株）がダム建設の地質調査に入り、すぐに撤退しており、ダム建設には不適な地質地盤であることが知られている。このため、われわれは、国土問題研究会の協力を得て、中部地整の地質調査報告書の情報開示資料の分析と現地調査によって、2011年11月に、調査報告書「設楽ダム予定地周辺の地質について」（国土問題研究会設楽ダム調査団）をまとめたいただき、名古屋高裁での控訴審の中でも地質地盤問題を取り上げてきた。

悪い地盤にダムを造れば、水漏れを起こしたり、ダムの崩壊による惨害も起こり得る。地盤問題は、住民の命や財産に直接危険が及ぶ問題であり、いい加減に扱うことは許されない問題である。

行政べったりの判断をした裁判所の最終決定もでて、訴訟関係に時間を割かれることも無くなったので、今年から本格的に地質地盤問題に取り組みつつある。これまでの取り組みと、明らかにできた主な成果を以下に示す。

（取り組みの概要）

現地調査：2月～4月（南北系断層調査、新城市～設楽町）

8月～（設楽町田口周辺部の第三紀層）

11月～（豊川市～新城市～設楽町）

9月28日（化石出土地点視察 設楽町田口地区）

情報開示請求：5月 対中部地整（H25年度地質調査報告書）、対愛知県新城設楽建設事務所（道路工事関係資料）

記者発表：3月19日 設楽町内（南北断層系について、中日新聞が翌日報道）

3月31日 豊橋市役所内（国土交通大臣への要請書、地整局長への公開質問状および、意見書と併せて）

10月22日 愛知県庁内（貝化石発見、および地整局長への公開質問状Ⅱ、中日報道）

法律事務所と相談：5月29日 人格権侵害（地盤の悪いところに建設して人命や財産に被害を及ぼす）で、新たな訴訟の可能性を非公式に話し合った

設楽ダム地質問題市民学習会：9月14日 豊橋市内、63名参加

リーフレット発行：10月21日 「設楽ダムの予定地周辺の地質ガイドⅠ」A4版8ページ

（主な成果）

- ① 国の地質調査の基礎となっている地質図が間違っていることが明らかになった。
地質図で領家変成岩の基盤岩とされている所から、われわれが海産の貝化石を見つけたので、この化石が証拠になって、この場所が第三紀の堆積層であって、水を通しやすく、また、地すべりを起こしやすいことがわかった。重大なことには、この場所は人口密度の高い田口の集落の西端に当たり、地滑りや液状化が大きな被害をひき起こす可能性が高いことである。
- ② 事業者と地質調査報告書のまとめ役のコンサルタントが、ダム建設事業を進めるのに支障のある可能性がある断層や、水漏れや地すべりの恐れのある第三紀層の分布を隠していると思われる点（複数）を明らかにした。
- ③ 上記の②に関係するが、第四紀断層（活断層）と考えられる2本の大きな断層がダムサイト直近を走っていることを明らかにした。1本は20km以上、もう1本は30kmを越える長さがあり、当然ダムの耐震設計にも関わりが出てくる。

（今後の取り組み予定）

市民への広報、議会、行政等への申し入れや、講師派遣活動を行う。

国土交通省本省、中部地整に対する建設中止の要請活動を行う。

国会議員への広報と協力依頼など、工夫を強める。

以上

48年前に新聞で川上ダム建設計画が突然発表されて、それ以降住民の間は揺れに揺れ分断されました。ダム建設に反対する市民運動は、初期にありました。1985年頃に町内でゴルフ場反対運動がありました。2002年に、ゴルフ場反対運動の組織が元になって旧町以外からも賛同を得て反対の声を上げました。きっかけは“脱ダム宣言”が起こり河川行政の流れが変わり、ダムの見直しが行われていたからです。絶望の淵から希望の光を見いだす、まさにそうした社会の流れでした。(2004年に伊賀市合併)

- ☆ ダム計画地の隣り合わせの新住宅地住民は、ダムの事(特に地盤)を心配する声があります。
- ☆ ダムの水をなぜ飲まねばならないのか、疑問の声が上がりました。
- ☆ ダムによって自然を壊して欲しくない事も願いとして強く有りました。

活動は以下の通りです。

- 1, 私達の願いをチラシに書いて、新聞折り込みをおこなってきました。
 - 2, ダムの学習会(水道・遊水地・地質・自然環境)を、専門家に来ていただいて行い現地見学もしました。
 - 3, 自然を愛する音楽家を招き、音楽会をしました。
 - 4, 文化財出前講座・川の観察会・オオサンショウウオ観察会を行ってきました。
 - 5, 行政(首長と水道部)との話し合いを重ねて来ました。
 - 6, ダム請負団体である水資源機構との話し合いを、特別天然記念物オオサンショウウオの保護と建設費用の事などで話し合いを重ねて来ました。
 - 7, ダム反対の要望書を、旧青山町と合併後の伊賀市&議会・三重県・大阪府に出しました。
2013,12月には議会誓願出しました。誓願・要望はことごとく聞き入れられる事はありませんでした。
 - 8, 発足後は会報を発行し続け、会員以外にも目にとまるよう伊賀市内で努力しています。
 - 9, 選挙の時には公開質問を行いました。
 - 10, ダム情報の開示を国交省と水資源機構に求めました。
 - 11, 川上ダムに賛成して居た上野遊水地地権者と、今年になってつながり出しました。
 - 12, 会自体が弱って来た中で、県を超えて物心両面の支援者が現れて、活動が続いています。
 - 13, 目的を同じくする新しい団体の誕生が、この6月に地元でありまして係わりました。
緊急アピール・ダム反対緊急署名千余名を伊賀市に提出。ダムカフェ開催。
 - 14, パブリックコメント募集に応じて、新しい団体と共に出しました。
 - 15, 公聴会発言、検討会議での傍聴者発言を熱心に行いました。
 - 16, 独自の“水と緑展”を公民館で開催し、河川レンジャー主催の“木津川展”にも参加しました
- ※ 2013年に伊賀市独自の検討委員会があり、ダムの賛否以前に水道事業の見直しをと出した答申は水道部の
反逆に遭いました。その委員関係から水道部への質問や要望が出ましたが水道部は不変でした。
- ※ 行動する度に報道陣に取材受け、たびたび新聞記事・ローカルTVで放映されています。

今まで、会からの選挙候補者擁立には至りませんでした。ダムに反対する議員数が12分の1と少ないながら、議会討論をやったので新聞記事になりました。市民は、市の行財政に対しては不満があると感じます。今年9月に代表理事の畑中 尚さんを失いました。

8月25日に事業継続の結論出してしまった国政に対して、今後出来る事は何かをみなさまからご指導いただき、活動して参りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。。

活動報告

団体名	安威川ダム反対市民の会		
対象事業名	大阪府営安威川ダム建設		
事業地名	大阪府茨木市	事業者	大阪府

◆ひっそりとダム本体工事起工式

◎大阪府は、安威川ダム本体工事の起工式を、2014年11月3日に関係者のみによりひっそりと挙行了しました。この起工式の大阪での報道は、知りえた範囲では新聞2紙とテレビ1社のみです。共同通信配信による他地域での報道量のほうが多いという状況でした。

◎通常、大阪府は、各種催事の開催については府民と報道各社にむけ報道提供しHPにも掲載します。ところが、この起工式開催については、なぜか報道提供していません。また、地元茨木市議会議員にさえ連絡していません。

◎そこで、なぜ報道提供もせず地元議員にも知らせないでひっそりと実施したのかを大阪府に問合せしました。回答は、一般の参加が出来ないのでしなかったというのみで、納得のいくものではありませんでしたので、関係資料一式の公開請求をしています。

◆ダム建設費支出差止訴訟

◎これまで私たちは、府民のみなさんに、ダムの危険性と非効性を指摘し、洪水は「閉じ込める」から「凌ぐ」総合治水による手法を取り入れることを訴えてきました。大阪府議会にも陳情を繰り返しておこないました。民主党政権の「コンクリートから人へ」に大いに期待したのですが……

◎大阪府は、利益相反の委員を任命した審議会から「ダム建設ゴー」のお墨付きを引出し、国交省の審査もパスして、ダム建設を再開させました。一昨年には、転流工工事に着手し、本年11月に本体工事の起工にと、脱兎のごとく遮二無二取組んでいます。

◎本体工事がこれ以上延びると、消費増税による景気低迷のため国や大阪府の財政事情が悪化、予算確保が危ぶまれるという危機感が当局にはあるのではないかと、推察しています。

◎私たちは、転流工工事が着手されたことを機に「ダム建設費公金支出差止」を求め住民監査請求を提起しました。予想通り請求が却下されたため本年2月に大阪地方裁判所に差止請求の本訴を行いました。これまで3回の弁論がありましたが、まだまだ前さばきの段階です。

◎次回公判は、2015年1月23日（金）13：10から大阪地裁1007号法廷であります。前回出された大阪府からの答弁書に対する当方からの反論書を出す予定です。

◆訴訟の概要

①危険なダムである

◎ダムサイト及びその周辺には多数の断層や破碎帯が存在し極めて危険な状況です。とりわけダムサイト近傍〔存在距離そのものが争点〕に馬場断層という活断層〔大阪府はそうでないと否定〕が存在します。また、ダムサイトそのものが有馬高槻構造帯の東端にあり、ダムが建設されると直下型の大きな地震、海溝型の長周期の地震により壊滅的被害を受ける危険なダムとなります。

◎ダムサイト直下及び近傍には、多数の断層・破碎帯が確認されており、地下水位の変動による地滑り・山崩れ・誘発地震など2次災害が発生します。

問い合わせ先：

氏名	江菅 洋一	電話	090-5045-5133	メールアドレス	y-esuga@muc.biglobe.ne.jp
----	-------	----	---------------	---------	--

②治水効果は極めて限定されている

◎安威川ダムは、1／100の洪水を前提に計画されています。具体的には、日雨量240mm、時間雨量80mmが想定されています。これ以上の雨が降った場合ダムの治水機能はゼロになるということです。ところが近年のゲリラ豪雨などこれまでにない気象現象により、安威川近辺では時間90mm以上や日300mm以上の降雨が頻発しています。大阪府は想定以上の洪水は洪水吐けからそのまま放流することになると明言していますので、この時点でダムは無用の構造物となってしまいます。

◎安威川ダム下流の治水対策は、おおむね1／40で整備されています。満水状態の安威川ダムから万一自然放流された場合、下流はひとたまりもなく越水や破堤が起こり、甚大な水害が生じます。内水の排水能力も1／40ですので、内水浸水・水害が常に発生します。

◎およそ1400億円もかけて建設した安威川ダムは、極めて限定的な効果しか発揮できないのです。

③水系としての自然環境が破壊され、市民の憩いの場が子々孫々奪われる

④過大に設定された計画洪水流量と水増し被害想定にもとづくB／Cなど住民を幻惑している

⑤安威川ダム建設は、住民の生命・財産を守る責務を放棄した裁量権を逸脱した違法行為である

◆弁護団からの緊急アピール

◎そもそも弁護士は文科系であるので、理科系の議論にはなかなか馴染みにくい。とりわけダム建設の専門知識や地質や地盤、地震・・・分かりづらいことばかりである。大阪府のダムプロパーを相手に論争することは非常に困難である。裁判官に至っては何おか況やである。

◎各論点や問題点の専門家の手助けが至急ほしい

◆取組めることは、すべて取組む

◎多くの人は、本体工事にも着手されて、今から裁判しても勝目がないし意味もないといえます。

◎この裁判は負ける可能性が大きいかわかりません。しかし原発裁判のこともあります。取組めるあらゆる手段に取組まないと、公共事業に対する私たちの思いが次世代に継承されない事になる、そんな思いもあり今回の訴訟に取組んでいます。

■多くの方からのご教示・ご支援・ご助力をお願いします。

■これまでの40年間の経過を別表にまとめましたので、ご参照ください。

”安威川ダム反対市民の会” 取り組みの経過

20141025

年	月・日	事象	大阪府・ダム関係	市民の会
1967(S42)		北摂豪雨による水害	ダム構想立案、予備調査	
1971(S46)		建設省・調査費	ダム建設公表、調査段階	
1975(S50)				有志がダムについて勉強
1982(S57)	4・29			安威川ダム反対市民の会を結成・本格的に反対活動(ビラ全戸配布・学習会・観察会・抗議集会・各級議会要請・情報公開請求)……今日まで継続
1984(S59)	3・28	大阪府公文書等公開条例制定		
	10・1	同上 施行		安威川ダムサイト地質調査資料公開(閲覧)請求
	10・15		府・部分公開決定	
	12・14			全部公開を求め、異議申立て
1985(S60)	3・29		府審査会、異議申立て棄却	
	6・22			大阪地裁へ部分公開処分取消訴訟
1988(S63)		国庫補助金対象事業	ダム事業は建設段階へ	
1992(H 4)	6・25	大阪地裁、請求棄却判決		地裁敗訴
	7・6			大阪高裁に控訴
	10・?		代替地造成工事	
1993(H5)	8・?		付替え道路工事	
1994(H6)	6・29	大阪高裁、原判決を取消す		高裁勝訴
	7・?		最高裁に上告	
1995(H7)	4・27	最高裁、上告棄却		最高裁勝訴
	5・1		公開決定通知	
1999(H11)	3・?		補償基準協定書締結	
2005(H17)	8・?		利水機能縮小	
2007(H19)	2・?		河川整備計画策定、ダム建設による治水	知事・議会あてに意見書提出
2009(H21)	8・?		利水撤退を決定	
2010(H22)	9・?	国よりダム検証の要請		
2011(H23)	3・?		河川整備委員会、治水手法はダム	パブコメに意見書提出
	6・20			第1回弁護団会議(以後月1回開催・30回、学習会6回、視察会3回)
	9・?		河川整備委員会、安威川ダム現行案了承	意見書提出
	10・?		検証報告書を国へ提出	関係機関へ意見書提出
2012(H24)	4・?	国の有識者会議、安威川ダムは継続		
	6・?	国が補助金交付継続を決定		
	12・?		転流工工事発注	
2013(H25)	7・?	安威川総合開発事業の変更認可		
	8・?		ダム本体工事入札、仮契約	
	11・25			住民監査請求書提出
	12・20			口頭意見陳述
2014(H26)	1・20		監査請求「棄却」	
	2・14		本体工事建設契約案件議会提案	
	2・17	公金差止めを求め提訴		公金差止めを求め提訴
	5・9	第1回口頭弁論		
	7・18	第2回口頭弁論		
	10・10	第3回口頭弁論		
2015(H27)	1・23	第4回口頭弁論		

団体名	美しい錦川を未来へ手渡す会		
対象事業名	平瀬ダム		
事業地名	山口県岩国市	事業者	山口県

この一年の活動報告

私たちは今年度も2度、県に対して真つ当な平瀬ダム再検証をするよう申し入れを行っていたが、10月17日本体工事に伴う、安全祈願祭が行われた。

県民意見9割ダム反対にもかかわらず、慎重な議論もなく、強引に。

日本全国、世界中でこんな事が起こっているから、地球破壊が進み、異常気象による災害も多発し、尊い命が失われているのだろう。

残念ながら、ダムを推進する人々は、自然と人を大切にする、人間本来の生き方を忘れている。

だから、その大切さを知っている人達が、伝えられる時に、伝えるしかない。

子供たちの未来の為に。

大いなる自然と地球、大いなる宇宙の意思に寄り添い、これからも胸を張って歩いて行こう。



問い合わせ先：

氏名	吉村健次	電話	0827-7 6-0303	メールアドレス	neonishiki@gmail.com
----	------	----	------------------	---------	--

山口東

東山口支局
 ☎ 0834・21・0321
 FAX 0834・21・0318
 周南市梅園町2丁目
 岩国 ☎ 0827・24・3113
 柳井 ☎ 0820・22・0548
 山口総局
 ☎ 083・922・0135
 メール s-yamaguchi@asahi.com

購読・配達のご用は
 0120・33・0843 7~21時
 広告のご用は
 朝日広告社 083・972・5660
 オリコミのご用は
 徳山 0834・31・7677

きょうの天気
 6~12時 晴み曇り 12~18時



平瀬ダムの建設予定地。すでに一部の斜面で木々の伐採が進む＝岩国市錦町

計画から40年経て 平瀬ダム本体着工

「錦川が死ぬ」懸念も

岩国市錦町を流れる錦川に計画された県営平瀬ダムに本体工事が始まった。17日、現地で安全祈願祭があり、事業関係者や集落の水没のため移転した旧住民ら約100人が出席した。計

画から約40年。民主党政権時代には見直しも検討されたが、住民からは「ダムができる」と川が死ぬ」といふ懸念の声も聞かれた。祈願祭では岩国市の福田良彦市長らがくわ入れ。旧錦町長の畑原基成・県議会副議長が「民主党政権下でのダム見直しなど、様々な困難があった。万感の思いがする」とあいさつした。

平瀬ダムは錦川上流域に位置し、下流域の洪水対策や水道用水の確保、発電を目的に計画された。1973年から実施計画調査が始まり、88年から関連の建設事業に着手。だが民主党政権時代の2009年12月、国土交通省は平瀬ダムを事業見直しの対象に加え、10年9月に事業を検証するよう県に求めた。

県は地元関係者や有識者による委員会や県公共事業評価委員会にダム計画を諮り、両委員会は計画を「妥当」と判断。これを受けて県はダム事業の継続を国交省に求め、同省も12年7月に了承した。

総事業費は約740億円で、約5割を国が補助する。21年度に完成する予定だ。

一方で、建設には懸念の

声もある。祈願祭に出席した岡崎義昭さん(64)はダム建設のため引越した。「ダムができれば、川は死んでしまう。建設には反対だ」と思いが、話だけでも聞こうと思いい、出席した」と話した。会場入り口では、地元市民団体「美しい錦川を未来へ手渡す会」の約10人が建設中止を訴えた。アウトドアガイドの吉村健次代表(39)は「県の委員会はダム建設ありきで議論が進み、検証が不十分だった。錦川の自然環境を残せるような治水対策を真剣に検討してほしい」と話した。(小川裕介)

活動報告用紙

団体名	石木ダム建設絶対反対同盟		
対象事業名	石木ダム		
事業地名	長崎県東彼杵郡川棚町	事業者	長崎県

この一年の活動報告

◆ 2013年度の反対運動の主な流れ

- ① 2009年11月に長崎県と佐世保市が申請した事業認定申請の進展への対応
 - ㊦ 九地整が行った公聴会への対応
 - ㊧ 佐世保市水道の水道施設整備事業再評価（5年毎に実施義務）に対する対応
※これについては佐世保組が直接対応された
- ② 共有地運動の取り組み
- ③ 事業認定告示の前後の対応と署名活動
- ④ 「やめさせよう 石木ダム建設！全国集会」への取り組み
- ⑤ 「石木ダム対策弁護団結成」と中村法道長崎県知事への公開質問状提出等の活動開始
- ⑥ ブックレット「小さなダムの大きな闘い」出版
※石木ダムのコラム「ダムのツボ」出版

そして、側面からの動きとして

- ⑦ ダム検証のあり方を問う科学者の会の活動
 - ㊦ 朝長則男佐世保市長に「佐世保市水道の新水需給計画についての意見書」を提出 3/11
 - ㊧ 朝長則男佐世保市長に「佐世保市水道の新水需給計画についての意見書（その2）」を提出 7/8
 - ㊨ 中村法道長崎県知事に「石木ダム事業の再考を求める要請書」を提出 11/11
 - ㊩ 石木ダム事業認定の過程で佐世保市の水需要予測にお墨付きを与える意見書を出した滝沢智東京大学大学院教授と小泉明首都大学東京教授に対し、「石木ダム事業に関する公開質問書」を提出 14.1.20
- ⑧ 日弁連による石木ダム問題調査と長崎県知事へ「石木ダム事業の中止を求める意見書」（12/19付け）を提出 12/25
- ⑨ 水源連が「水源連石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」を立ち上げ、会員募集開始

◆ 2014年度の反対運動の主な流れ

- ① 石木ダム対策弁護団と石木ダム反対5団体による中村法道長崎県知事への公開質問状提出等の活動を繰り返し継続
- ② 石木ダム対策弁護団と石木ダム反対5団体による朝長則男佐世保市長への公開質問状提出等の活動を繰り返し継続
- ③ 付替道路工事阻止行動と通行妨害禁止命令仮処分申立事件対応
- ④ 土地収用法第35条による土地立入調査阻止行動と収用裁決申請阻止行動
- ⑤ 4世帯の農地に対する収用裁決申請を長崎県収用委員会が受理
- ⑥ 強制収用反対署名活動を継続

石木ダム年表と反対運動経過

年 月

おもなできごと

2013(平成25)年

- 2013.11.9 「やめさせよう 石木ダム建設！全国集会」長崎原爆資料館ホール 出席者約330名
集会後長崎市内をパレードし川原公民館で現地交流会を開催した
- 2013.11.10 水源開発問題全国連絡会総会と石木ダム現地見学会 くじゃく荘

	現地見学会：川棚川河口～石木川
2013. 11. 11	長崎県へ要請行動 県庁第二別館
2013. 11. 11	「ダム検証のあり方を問う科学者の会」が、中村法道長崎県知事に「石木ダム事業の再考を求める要請」を提出
2013. 11. 19	緊急大集会「諫早湾開門確定判決の完全履行は内閣の責任！」 参議院議員会館講堂 反対同盟から岩下和雄出席
2013. 11. 21	ブックレット用座談会 川原公民館 出席者10名
2013. 11. 28	石木ダム建設絶対反対同盟会合 川原公民館 弁護団結成経過報告と決起集会について
2013. 12. 5	第23回「石木ダム建設反対連絡会」会議 18:00 川原公民館 出席者 名
2013. 12. 5	石木ダム反対弁護団結成・決起集会 19:00 川原公民館 出席者約50名
2013. 12. 11	臨時「石木ダム建設反対連絡会」会議 川原公民館 出席者16名
2013. 12. 17	「石木ダム強制収用反対請願」不採択 佐世保市議会石木ダム建設促進特別委員会 傍聴
2013. 12. 19	県、反対地権者に面会要請 建設予定地内の石木ダム生活相談所で待機 石塚副知事、朝長佐世保市長、山口川棚町長 ※既成事実を積み上げるいつものパーフォーマンス その後、毎週木曜日の午後石木ダム建設事務所の職員が滞在
2013. 12. 20	国は諫早湾開門確定判決開門期限を守らなかった
2013. 12. 25	日本弁護士連合会は、2013年12月19日付で「石木ダム事業の中止を求める意見書」を取りまとめ、12月25日に長崎県知事へ提出したほか、国土交通大臣、厚生労働大臣、佐世保市長、長崎県会議長及び各会派代表者議員、佐世保市会議長及び各会派代表者議員に対し参考を送付された
2013. 12. 27	石木ダム対策弁護団と石木ダム建設反対5団体は、石木ダムの必要性について中村法道知事に公開質問状を提出 県庁別館 参加者約50名 提出後 弁護団等が記者会見
2014(平成26)年	
2014. 1. 8	第24回「石木ダム建設反対連絡会」会議 川原公民館 出席者19名
2014. 1. 9	知事への公開質問状に回答なしで抗議 日生ビル3階会議室 参加者約50名
2014. 1. 10	石木ダム建設反対長崎県民の会（藤澤秀雄代表）が強制収用反対署名1万195名分を知事に提出 大波止ビル4階会議室 反対同盟から10名他
2014. 1. 15	石木ダム建設反対5団体は、長崎県知事選で2候補者（中村法道、原口俊彦）に公開質問状を提出 1月19日回答有
2014. 1. 20	ダム検証のあり方を問う科学者の会は、石木ダム事業認定の過程で佐世保市の水需要予測にお墨付きを与える意見を出した滝沢智東京大学大学院教授と小泉明首都大学東京教授に対し、「石木ダム事業に関する公開質問書」を提出
2014. 1. 24 付け	長崎県土木部河川課長から「公開質問状に対する回答について」の文書が、石木ダム対策弁護団外5団体宛に送付される ※知事名での回答はなく、内容も「実質的な回答拒否」
2014. 1. 28	「国の借金最大1143兆円、国民1人900万円（14年度末見通し）」と報道
2014. 1. 31	「公開質問状」回答に対する抗議文提出及び「公開質問状」を再提出し県と交渉 出島交流会館 参加者約50名
2014. 2. 1	「水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支える会」が会員募集開始
2014. 2. 1	第25回「石木ダム建設反対連絡会」会議 川原公民館 出席者19名
2014. 2. 2	任期満了に伴う第18回知事選挙投票日 即日開票の結果、無所属現職の中村法道氏（63）＝自民、公明推薦＝が約37万5千票を獲得、共産新人で党県委員会書記長の原口敏彦氏（52）を大差で破り、再選 投票率は40.72%で過去最低だった
2014. 2. 3～5	石木ダムのコラム「ダムのツボ」出版記念展 アルカスSASEBO交流スクエア
2014. 2. 21	石木ダム対策弁護団と石木ダム建設反対5団体は、朝長則男佐世保市長宛に21日付で「公開質問状」（第1回）を送付

2014. 2. 21 付け 長崎県土木部河川課長から「公開質問状に対する回答について」の文書が、石木ダム対策弁護団 代表弁護士 馬奈木昭雄宛と岩下和雄宛に送付される
※知事名での回答はなく、内容も「実質的な回答拒否」
2014. 2. 28 「公開質問状に対する回答について」県と交渉 出島交流会館 参加者約 50 名
2014. 3. 1～16 「ダムのツボ出版記念展 in 地球屋」 下京町「地球屋」
2014. 3. 5 第 26 回「石木ダム建設反対連絡会」会議 川原公民館 出席者 14 名
2014. 3. 6 生活相談所通い街頭対応 岩屋口町道 14:00～15:55 参加者 26 名
県が、毎週木曜日石木ダム生活相談所に県、市、町職員が 14 時から 17 時まで出向き、生活再建等について説明相談を行うと一方的に決めてパーホマンスをしていることに反対同盟は反発し、この日路上にて相談所に向く職員と折衝した
2014. 3. 7 付け 谷本薫治佐世保市水道局長名で「ご質問への回答」文書が出る
2013. 3. 9 河川清掃、看板、標柱等の補修作業 9:00
石木ダム建設絶対反対同盟第 35 回 3.14 団結大会 川原公民館 13:00
2013. 3. 14 ブックレット「小さなダムの大きな闘い」発行 石木ダム建設絶対反対同盟・石木ダム問題ブックレット編集委員会編
2014. 3. 14 公開質問状への回答説明会（1 回目） 石木ダム対策弁護団と五団体 佐世保市水道局 4 階会議室 15:00～17:00 参加者約 50 名
利水について 2 月 21 日付で朝長則男佐世保市長に公開質問状を提出し、3 月 7 日付で回答があったので、本日の回答説明会となった 市長の出席はなく谷本水道局長以下の出席説明だった
2014. 3. 20 付け 佐世保市長に対し公開質問状（確認と追加）を提出（第 2 回） 石木ダム対策弁護団と五団体
2014. 3. 31 佐世保市水道局長名で「公開質問状にかかる対応について」文書出る
2014. 4. 長崎県が石木ダム付替県道工事を発注 1 工区：(株)谷山建設、2 工区：(株)里村建設
2014. 4. 2 第 27 回「石木ダム建設反対連絡会」会議 川原公民館 出席者 17 名
2014. 4. 11 佐世保市水道局長名により平成 26 年 3 月 31 日付で回答した「公開質問状にかかる対応について」に対し、石木ダム対策弁護団と五団体は抗議文を提出し、公開質問状に対する回答説明を求めた（2 回目） 石木ダム対策弁護団と五団体 佐世保市水道局 4 階会議室 15:00～17:30 参加者約 50 名
2014. 4. 12 シンポジウム「どうなっているの諫早湾開門」 諫早市民センター 13:30～16:40 ブックレット販売
2014. 4. 20 アースディこうばる 川原公民館（雨天で会場変更） 来場者約 100 名
2014. 4. 21 知事、佐世保市長、川棚町長らが川原地区を戸別訪問 ※抜き打ち訪問、県が仕組んだこと
2014. 4. 23 「石木ダム問題を語る会」 下組郷公民館 18:30～20:00 清流の会主催 出席者約 20 名
2014. 4. 25 付け 佐世保市長宛「公開質問状」（第 3 回）を提出 石木ダム対策弁護団と五団体
2014. 5. 2～30 「ダムのツボ展 in パタゴニア福岡」 パタゴニア福岡店 石木川まもり隊
2014. 5. 7 第 28 回「石木ダム建設反対連絡会」会議 川原公民館 出席者 19 名
2014. 5. 16 付け 佐世保市水道局長名で「公開質問状にかかる対応について」文書出る
2014. 5. 19 長崎県知事に対し「抗議文と要望書」提出 石木ダム対策弁護団と五団体 出島交流会館 参加者約 50 名
2014. 5. 23 公開質問状に対する説明会（3 回目） 石木ダム対策弁護団と五団体 佐世保市水道局 4 階会議室 15:00～17:00 参加者約 50 名
2014. 5. 27 買収地の草刈りについて県と協議 川原公民館 13:30～14:45
県は、年 3 回実施から 1 回実施へを主張、協議は物別れに終わった
2014. 5. 31 第 27 回川原ほたる祭り 川原広場 人出は多く大盛況（※当日は天気良く暑かった）
2014. 6. 4 第 29 回「石木ダム建設反対連絡会」会議 川原公民館 出席者 14 名
2014. 6. 8 石木ダム学習会 佐世保市民活動交流プラザ 弁護団対象

2014. 6. 21	公開質問状に対する石木ダム説明会 川原公民館 15:00~17:30 石木ダム対策弁護団と五団体要請 参加者約 40 名 知事出席せず、浅野土木部長、野口浩河川課長以下出席
2014. 7. 2	第 30 回「石木ダム建設反対連絡会」会議 川原公民館 出席者 19 名
2014. 7. 9	石木ダム建設絶対反対同盟会合 川原公民館 出席者 17 名 中村法道県知事との会合について
2014. 7. 11	長崎県知事との会合 川原公民館 19:00~20:30 出席者約 50 名
2014. 7. 14	土地収用法第 35 条による土地立入通知 石木ダム建設事務所所長古川章名で速達発送
2014. 7. 17	県庁抗議行動(土地収用法第 35 条による土地立入通知に対し抗議) 県庁第 2 別館 参加者約 50 名 野口河川課長と浦瀬企画監が対応、最終的に知事・佐世保市長宛の抗議文を提出
2014. 7. 21	石木ダム建設絶対反対同盟会合 川原公民館 出席者 21 名 立入調査対応と今後のこと
2014. 7. 22	行政不服審査法第 23 条に基づく「反論書」提出(石丸勇分・簡易書留郵便)
2014. 7. 22~24	立入対象農地(川原義人さん所有)にプレハブ小屋設置
2014. 7. 25	土地収用法第 35 条による土地立入調査(1 日目) 岩屋口三叉路で阻止 参加者約 80 名 石木ダム建設事務所は 10 分の問答で引き揚げた
2014. 7. 28	土地収用法第 35 条による土地立入調査(2 日目) 元三岳土木駐車場で阻止 参加者約 30 名 古川所長は、立入調査を中止し別の方法に切り替えて行う旨伝えて引き揚げた
2014. 7. 30	付替道路工事着工阻止行動(1 日目) 旧旭砕石入口ゲート前 約 60 名 抗議行動態勢をとる 県は古川石木ダム建設事務所所長ほか県職員 10 名、業者 11 名体制
2014. 7. 31	付替道路工事着工阻止行動(2 日目) 旧旭砕石入口ゲート前 約 50 名 背を向けて無言、歌をうたう態勢に切替 県は古川石木ダム建設事務所所長ほか県職員 10 名、業者 11 名体制
2014. 8. 1	付替道路工事着工阻止行動(3 日目) 旧旭砕石入口ゲート前 約 40 名 背を向けて無言態勢維持 県は古川石木ダム建設事務所所長ほか県職員 10 名、業者 11 名体制
2014. 8. 2(土)	付替道路工事着工阻止行動(4 日目) 旧旭砕石入口ゲート前 約 15 名 県職員・業者・ガードマン共姿見せず
2014. 8. 3	県石木ダム説明会 川原公民館 19:00~20:30 出席者約 50 名 弁護士 8 名(馬奈木弁護士長欠席) 内容:治水について(※弁護士タジタジ)
2014. 8. 4	付替道路工事着工阻止行動(5 日目) 旧旭砕石入口ゲート前 約 40 名 背を向けて無言態勢維持 ※この日は午前中大雨洪水警報発令 県は古川石木ダム建設事務所所長ほか県職員 5 名体制
2014. 8. 4	川棚町長へ石木ダム建設で要請 川棚町役場 16:00~17:20 約 30 名(現地監視 5 名残)
2014. 8. 5	付替道路工事着工阻止行動(6 日目) 旧旭砕石入口ゲート前 約 35 名 背を向けてダム反対のうたで対応 県は古川石木ダム建設事務所所長ほか県職員 10 名、業者 11 名体制(※古川所長は打つ手なく退散し、午後は本庁協議に出向いた模様)
2014. 8. 6	付替道路工事着工阻止行動(7 日目) 旧旭砕石入口ゲート前 約 50 名 背を向けて無言態勢維持 県は古川石木ダム建設事務所所長ほか県職員 10 名、業者 11 名体制(※午後には野口河川課長が初めて現場に来る)
2014. 8. 7	付替道路工事着工阻止行動(8 日目) 旧旭砕石入口ゲート前 約 35 名 背を向けて無言態勢維持 県は古川石木ダム建設事務所所長ほか県職員 10 名、業者は欠体制 ※午後には、古川所長が裁判所へ通行妨害禁止仮処分申請をした旨、そこで裁判所の決定が出るまで立ち入りを中止と通知した 長崎県は、岩下和雄外 2 名に対し長崎地方裁判所佐世保支部に「通行妨害禁止仮処分命令申立」を行った
2014. 8. 19	長崎地方裁判所佐世保支部から「通行妨害禁止仮処分命令申立書」が郵送された

2014. 8. 22	通行妨害禁止仮処分命令申立事件に関する弁護団への委任状作成	川原公民館
2014. 8. 26	長崎県知事、佐世保市長、川棚町長の三者協議で石木ダム収用裁決申請を行うことを決定	
2014. 8. 27	国土交通省九州地方整備局へ公開質問状に基づく報告書を提出	九地整 14:00～14:40
	弁護団と5団体 別会場で報告会議	15:00～16:40
2014. 9. 3	収用裁決申請決定を受け県庁抗議行動	長崎県庁 11:00～15:00
	連絡会議；中止	
2014. 9. 5	長崎県が4世帯の農地に対し収用裁決申請を長崎県収用委員会（県庁用地課内）へ行った	
2014. 9. 6	佐世保地区において水の日街頭署名活動	四ヶ町アーケード
2014. 9. 18	通行妨害禁止仮処分命令申立事件第1回審尋	長崎地方裁判所佐世保支部 14:00～14:20
	前集会：支部入口前、報告集会：交流プラザ	14:55～15:40
2014. 9. 18	収用裁決申請を長崎県収用委員会が受理	
2014. 9. 20	石木川の清流とホテルを守る市民の会総会	長崎県教育会館 15:00～16:50
2014. 9. 18 付け	4世帯関係者へ長崎県収用委員会より特別送達で「土地収用法による裁決申請及び明渡裁決の申立てについて（通知）」文書届く	
2014. 9. 24	佐世保市議会石木ダム建設促進特別委員会を傍聴：石木川まもり隊と水問題を考える市民の会が共同で提出した「石木ダム建設計画地の収用裁決申請の撤回を求める意見書提出について」の請願不採択 ※本会議でも請願不採択	
2014. 9. 26	収用裁決申請書縦覧開始	川棚町役場ダム対策室 9.26～10.10
2014. 10. 1	第32回定例石木ダム反対連絡会議	川原公民館 19:00～21:00 出席17名
2014. 10. 2	新潟大学 大熊孝教授（科学者の会）石木ダム計画地視察のため来郷	
2014. 10. 5	町制施行80周年記念町民大運動会へ収用裁決申請に抗議して川原郷不参加、川原郷第2広場でダム反対の支援者等を交えグランドゴルフ大会開催 大西カメラマン来郷	
2014. 10. 5	川棚町議会一般質問傍聴 久保田和恵議員が石木ダム問題で山口文夫町長の考えを質す	
2014. 10. 10	通行妨害禁止仮処分命令申立事件で23人から弁護団の聞き取り調査	川原公民館 17:30～
2014. 10. 11	「川のシンポジウム2014」アクロス福岡607会議室	14:00～17:00 約60名
2014. 10. 21 付け	4世帯関係者へ長崎県収用委員会より特別送達で「収用委員会の審理の開始について（通知）」文書届く	
2014. 10. 24	通行妨害禁止仮処分命令申立事件第2回審尋	長崎地方裁判所佐世保支部 16:30～17:02
	前集会：支部入口前、報告集会：交流プラザ	17:32～18:10
2014. 11. 5	第33回定例石木ダム反対連絡会議	川原公民館 19:00～20:46 出席19名

問い合わせ先：長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷1249番地1

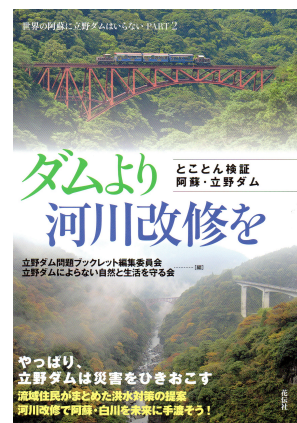
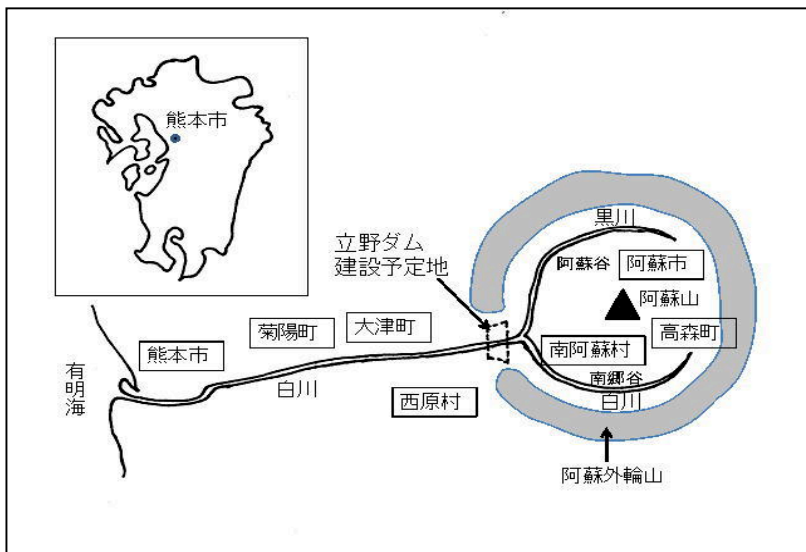
氏名	岩下和雄	電話	0956-82-3453	メールアドレス	E-mail:k-iwashita@road.ocn.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	----------------------------------

活動報告用紙

団体名	立野ダムによらない自然と生活を守る会		
対象事業名	立野ダム		
事業地名	熊本県南阿蘇村・大津町	事業者	国土交通省

立野ダムより河川改修を！～九州北部豪雨災害（2012年7月）をくり返さないために

- 阿蘇カルデラ（外輪山）の唯一の切れ目に、高さ90mの立野ダムが建設されようとしています。ダム下部に穴があいているので農業用水にも発電にも役立ちません。
- 洪水のときに、ダムの穴（高さ5m×幅5m）が流木や岩石などでふさがるのは明らかなので、立野ダムは洪水調節不能の危険な状態となります。
- 洪水時の白川の水は多くの火山灰を含みます。白川にダムを造っても土砂や岩石、火山灰などで埋まってしまうことは明らかです。
- 立野ダムの総事業費は917億円です。熊本県の負担額はその3割、275億円（県民一人あたり約1万5000円）にもなります。
- 立野ダム予定地右岸は阿蘇火山から流下してきた立野溶岩で、一帯には多くの断層が集中しています。阿蘇の火山活動が活発化し、地盤が動けば、最悪の場合、ダム崩壊も考えられます。
- 立野ダム建設予定地は現状変更行為が許されない阿蘇くじゅう国立公園の特別保護地区にあり、本来ダムを造ることはできません。国の天然記念物である北向谷原始林の一部も水没します。
- 河川改修を進め、阿蘇の草原を保全し、荒れた人工林を間伐し、流域の農地を守ることが、白川流域の災害対策や熊本の地下水の保全にもつながります。



2冊目の立野ダム問題ブックレットを出版しました。

問い合わせ先：熊本市西区島崎4-5-13 中島康 電話090-2505-3880

氏名	中島康（代表）	電話	090-2505-3880	メールアドレス	ogt-hawks@s8.kcn-tv.ne.jp
----	---------	----	---------------	---------	---------------------------